明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務四五）　一

〔告　示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務二二七）　三
○ネパールにおける母子保健及び栄養改善計画のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（外務二三八）
○アンダマン・ニコバル諸島における電力供給能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件（同二三九）
○シリア・アラブ共和国における紛争により甚大な被害を受けた地域の病院による救命サービスの復旧及び強化計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件（同二四〇）　四
○円借款の供与に関する取極の修正に関する書簡の交換に関する件（同二四一）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とセルビア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同二四二）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する登録試験検査機関が試験検査の業務の全部を廃止する旨の届出があった旨を公示する件（厚生労働二二九）
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一一〇五）
○農薬を登録した件（同一一〇六～一一〇八）
○航路標識に関する件（海上保安庁二三、二四）

〔国会事項〕

〔人事異動〕
内閣府

〔皇室事項〕

〔公　告〕
諸事項

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

省令

○総務省令第四十五号

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第四十五号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月七日

総務大臣　金子　恭之

地方税法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第百四十九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等） **第九条の二**　［略］ ［2～37　略］ 38　国土交通大臣の認定等（法附則第十二条の二の十一第一項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項及び第九条の四第二十五項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。第九条の四第二十五項において同じ。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消した場合であつて、当該取消し後にその対象となつた自動車が新たに受けた国土交通大臣の認定等が自動車登録ファイル（道路運送車両法第四条に規定する自動車登録ファイルをいう。第九条の四第二十五項において同じ。）に記録されてから、当該新たに受けた国土交通大臣の認定等が当該自動車に係る自動車検査証において明らかにされるまでの間においては、当該自動車に対する第八項、第十一項から第十七項まで、第二十項、第二十一項及び第二十四項から第二十八項まで（これらの規定を第三十四項及び第三十七	（法第百四十九条第一項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等） **第九条の二**　［同上］ ［2～37　同上］ ［新設］